

令和3年度第5回協働支援会議

令和3年6月1日（火）午前10時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、
大野委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、谷口主事

藤井座長 それでは、ただいまから第5回の協働支援会議を行います。

まず、定足数の確認をさせていただきます。委員の過半数のご参加が認められますので、これで会議は成立したということでございます。

次に、今日の議事についての配付資料について、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 では、本日の資料をご説明いたします。

本日は、民間提案制度についての勉強会ということで、行政管理課のほうで資料をご用意いたしました。皆様のほうにPDFでお送りさせていただいております。お手元に皆さん、届いていらっしゃるでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、こちらについて、このまま議事を進めていきたいと思っております。

では、座長、議事の民間提案制度の導入についてに入らせていただいてもよろしいでしょうか。

藤井座長 それでは、議事の民間提案制度の導入について。これは行政管理課から説明をいただけるということです。よろしく願いいたします。

行政管理課 おはようございます。行政管理課の松園と申します。本日は私、行政管理課の公民連携担当のほうから勉強会のご説明をさせていただきたいと思っております。ちょっとこういう場は初めてですので、少しつたない説明になってしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、本日の勉強会に先立って、勉強会の資料の内容について簡単にご説明したいのですが、本日より事前にお送りしている資料につきましては、こちら新宿区の自治創造研

究所という研究部門のほうで2018年度、2019年度に公民連携を研究したレポートの内容を抜粋したものを参考にしまして資料を作成しております。

そのため一般的なお話になってしまうかもしれませんので、こちらのご理解をいただきたいところと、あと今回につきましては、前回当課の課長の原田から民間提案制度の説明をさせていただきました内容も少し入れさせていただいております。前回の内容と重複した内容になりますが聞いていただければと思います。

また、本日お出ししている内容以上のものは、まだお伝えできる準備は整っていませんので、今回この資料に載っている内容のみお伝えします。そちらもご理解をいただければと思います。

それでは、内容のほうに入っていきたいと思いますが、お手元に資料のご準備をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、資料に沿ってご説明をさせていただきます。まず、資料の2ページ目、目次をごらんいただけますでしょうか。本日は2点の大きい項目でご説明をしたいと思っております。1点目が、公民連携についてというところで、もう一つが民間提案制度についてというところをご説明したいと思っております。

では、まず初めに公民連携についてご説明したいと思っております。3ページをお開きください。

大項目で公民連携の定義についてというところになっております。まず、(1)で公民連携の一般的な定義を先にお伝えしたいと思っております。今一般的とお伝えしたのですが、こちらにつきましては、東洋大学のPPP研究センターによる2段階の定義を研究のレポートでも使っておりますので、そちらの定義を載せているところでございます。

公民連携の定義、まず一つ目、①番の狭義の公民連携というところになりますが、こちらにつきましては、公共サービスの提供や地域経済の再生など、何らかの政策目的を持つ事業の実施に当たって、地方自治体や国などの官と民間企業やNPO、住民等の民が目的決定や施設建設、事業運営、資金調達など何らかの役割を分担して行うことを定義しております。

その際にはリスクとリターン設計、または契約によるガバナンス、この二つの原則が用いられることが必要であるとしております。こちら2点の原則につきましては、後ほどご説明させていただきます。

二つ目、広義の公民連携というところですが、こちらは上記と一緒に何らかの政策目的

を持つ事業に対して社会的な費用対効果の計測及び最も高い官、民、住民の役割分担を検討することとしております。①番と比較しまして概念的なイメージがあるものになっております。

次に、4ページをごらんいただけますでしょうか。

先ほど狭義の公民連携でお伝えしましたリスクとリターンの設計と契約によるガバナンスというものをご説明したいと思います。

まず、公民連携に必要なものというところで、リスクとリターンの設計。こちらは民に対して官のほうから何かしらリスクを負担させるのであれば、リスクに見合うリターンを提供することが必要であるという点が一つ原則になっております。

もう1点は、契約によるガバナンスということで、契約によって合意内容を履行させる仕組みが必要であるということになっております。下に簡単な図がございますが、官が民に対して契約等を結ぶ。住民等に民のほうで事業を実施するというような流れになっております。

次に、5ページをごらんいただけますでしょうか。

次は、新宿区における公民連携をご説明したいと思います。新宿区における公民連携の定義というものをご紹介したいと思います。こちらは最初にご紹介した新宿区自治創造研究所というところで考えた定義になっております。かぎ括弧の部分を読ませていただきます。質の高い公共サービスの提供と持続可能な地域運営を図るため、行政と民間が役割分担の上、それぞれお互いの強みを生かして連携することを新宿区における公民連携の定義としております。

ここで言う行政とは新宿区を言いますし、民間については新宿区内に住所を有するもの、または働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体を言います。活動する者、活動する団体につきましては、将来的に活動しようとしているものも含むという形になっております。

こちら、最後のほうになっておりますが、それぞれお互いの強みを生かしてというところの強みなのですけれども、行政としては法令等に基づく適正な制度運用や、行政情報の活用が強みであり、民間側としてはノウハウや創意工夫、資金力や柔軟性などそれぞれの持っているものが強みとなっております。これらを連携していいものをつくっていくというようなことになっております。

また、こちらページの最後になっておりますが、公民連携を実施するに当たってはリスクとリターンの設計、契約によるガバナンスの原則を踏まえ、民間が負うリスクに見合う

リターンを定め、契約などにより合意内容の履行や効果的な役割分担を図るものが必要になってくるとしております。

では、次に6ページになります。

公民連携の分類になっております。こちら四つの分類を書かせていただいておりますが、こちらにつきましては東洋大学PPP研究センターで定めている3分類。これが左から公共サービス型、公共資産活用型、規制・誘導型、この三つが東洋大学のほうで定めている分類になります。

これをベースとしても、もう一つ最後の地域連携型という独自分類を新宿区のほうで加え、新宿区ではこちら4分類に分類しているところです。

それでは、一つずつご紹介していきたいと思っております。まずこの分類なのですが、どのような視点でやっているかといいますと、それぞれの対象事業が何か、事業が行われる場所がどこかというもので分類をしております。

それでは、公共サービス型からご説明いたします。公共サービス型につきましては、対象事業が公共のサービス。これにつきましては施設やインフラの整備なども含みます。また、事業が行われる場所につきましては、原則として公有地、公有の建物、公の資産のほうでやっていくというような形になります。

この公共サービス型の手法といたしましては、こちらに書いてありますPFIであったりとかPark-PFI、指定管理者制度、包括的民間委託などが上げられます。

こちら一つずつご説明いたしますと、PFIというのはいわゆるPFI法に基づいて公共施設やインフラの建設、運営、維持管理の民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法になっております。

次に、Park-PFIなのですが、こちらもPFIという言葉がついていますが、PFI法に基づくものではなくて、都市公園法に基づく手法になっております。手法としましては、ほとんどPFIと同じでして、民間資金を活用して飲食店や売店等公園利用者の利便の向上に資する収益施設を公園の中に設置して、またその周辺の道であったり、広場であったり、一般の公園利用者が利用できる公園の施設の整備・改修等を一体的に行う手法になっております。

次に、指定管理者制度なのですが、こちらは地方自治法に基づく制度で、本来公のほうで管理すべき公の施設の管理を民間事業者等に任せる制度になっております。民間利用者等に管理を任せることで、民間の創意工夫やノウハウ、柔軟性を生かして、より効

果的・効率的に質の高い公共サービスを提供することを目的としております。

次に、包括的民間委託というところですが、こちらは民間事業者が公共施設の維持管理等を複数年の契約、または性能発注。これは仕様発注とは違って、一定のサービス水準を示してそこに行く手法については民間に自由裁量でお任せするというような方法により発注する手法になっております。

これらの手法、新宿区の中でいずれがあるかといいますと、次の区における取組事例というところになりまして、区において公共サービス型の事例といたしましては、新宿中央公園で昨年度から行っている「SHUKNOVE」という公園の施設。これはPark PFIになります。また、新宿区においては指定管理者制度を10年以上前からやっております。地域センターや地域交流館、児童館、図書館などの施設で指定管理者制度を利用しております。新宿区の現在の指定管理者施設につきましては96施設と、100近い施設を指定管理者にお任せしているような形になっております。

次に、公共資産活用型についてご説明いたします。こちらにつきましては、対象事業が民間のサービスになっておりまして、ただし事業が行える場所は公有地であったり、公有の建物になっております。

公共資産活用型の主な手法としましては、ネーミングライツであったり広告掲載、公的不動産の有効活用などが上げられます。ネーミングライツにつきましては、民間の事業者等の方が、公の施設等の命名権を対価を払って買って広告等に使うといったような制度になっております。

広告掲載はそのままになるのですが、ホームページであったりとか、区の広報紙であったりとか、そういったものに広告を掲載して広告料をいただくような形になっております。

公的不動産の有効活用につきましては、区で使っていない遊休地であったりとか、廃校になった学校の跡地などを民間の方に活用していただいて、その対価をいただくような制度になっております。

公共資産活用型につきましては、区における取組事例としましては、新宿中央公園でトイレの名前をつける。トイレのネーミングライツを3年ほど前から行っているのと、あとは区の公式ホームページ等で広告掲載の実績も上げております。また、公的不動産の有効活用という点で行きますと、新宿ファーストウエストビルという西新宿の大きなビルがあるので、こちらを土地の信託の契約をして民間の方に使っているよう

な状況でございます。

次に、規制・誘導型というところになるのですが、こちらにつきましては民間のサービスを原則として、民間の方の土地であったり建物で行うものになります。主な手法につきましては、企業を誘致したり、観光振興であったり、地場産業の振興。また、エリアマネジメントやシェアリングエコノミー、バウチャー制度などが上げられます。企業誘致等はそのままの名前のおりなのですけれども、エリアマネジメントにつきましては、地域の良好な環境や地域の価値を維持向上させるために住民であったり、事業者であったりが主体的に取り組むような取り組みになっております。市街地の再開発などがこれに当たります。

シェアリングエコノミーは、今現在新宿区内でもやっているのですけれども、自転車のシェアリングであったり、民間であればカーシェアなどが有名になっております。これは個人や企業が持っている資産をインターネット等を介してほかの方に利用してもらうような経済活動になっております。

バウチャー制度につきましては、特定のサービスを利用したときに行政側から補助を出すような制度になっております。クーポンであったりとか、事後的な補助金であったりとか、いろんな形で出せる形になっております。

こちら規制誘導型の区における取り組みとしては、電動自転車のシェアリング事業。区役所のほうにもございますが、自転車のシェアリング事業であったりとか、市街地再開発や防災街区の整備事業などが上げられます。

最後に、区のほうで定義しております地域連携型なのですけれども、こちらは対象事業が民間サービスで、行える場所が民有地や民間の建物という形になっておりまして、規制誘導型と同じ対象になっているのですけれども、そのほかに条件がございまして地域の方、地域の多様な主体と連携して、またそうすることによって持続的な地域運営を図ることを目的とした連携になっております。

主な手法としましては、地域福祉の向上につながる活動であったりとか、地域コミュニティ活性化につながる活動、地域経済の活性化につながる活動、地域の課題解決に向けた活動といったものが上げられます。

新宿区における取り組みとしては、区内の大学との協働連携であったりとか、また災害時の対策で応急対策、物資調達等をいろんな民間企業であったりとか大学であったりとか、いろんなところと協定等を結んで行っております。

また、身近な存在で言いますと公園のサポーター制度、公園の清掃や花壇の手入れ等をボランティアの方にやっていただくような制度などもございます。

次に、7ページをお開きください。

ここから4点ほど他自治体の先進的な事例をご紹介したいと思っております。こちらすべて最後に定義しました地域連携型公民連携の他自治体の事例でございます。

まず、7ページ目が、世田谷区や港区などで行っている登下校のミマモルメという事業になります。こちらにつきましては、ランドセルに無線のICタグを入れた子どもが、校門を通過すると保護者の方に校門を出た、校門に入ったというような、通過情報をメールで送信するようなサービスになっております。またこちらのシステムを導入することで、学校側から緊急連絡用の情報をメールで受けることもできるようになっております。

これを利用することによって、子どもが無事に登下校したことを確認できる安心感や子どもの帰宅時間を予測できる利便性などがあって、多くの方に利用されています。こちらはサービス料金も月額400円程度と低額になっているところも特徴になっております。

こちらの効果といたしましては、事業者と保護者が直接契約することから、導入に当たって自治体から事業者への委託料等の支払いはなく、サービス導入によって子どもの登下校時における犯罪の抑止や安全・安心の強化が図れているというところがございます。

次に、8ページ目。こちらはちょっと離れた場所になるのですが、兵庫県の加古川市で行っている見守りサービスになります。先ほどご紹介したミマモルメと同じようなサービスで、形は似ているのですが、こちらにつきましては見守りタグを持った子どもや高齢者。対象が子どもだけでなく高齢者も含んでおりまして、市内に設置した防犯カメラです。見守りカメラ付近を通過すると、内蔵された検知機がタグの信号を受信して、通過履歴をアプリやメールで知らせるサービスになっております。

こちらにつきましては、きめ細かな見守りネットワークが構築できるとともに、防犯カメラの設置につきましても、加古川市は兵庫県内で刑法の犯罪の件数が多かったようですが、それがこちらの事業を始めたことによって、県の平均犯罪件数を下回るなど市内の犯罪の減少にもつながり、いろいろな点で安全・安心のまちづくりに大きく貢献している事業となっております。

次に、9ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは埼玉県のと光市で行っている事業になりまして、わこう暮らしの生き生きサービスプラザという事業になっております。こちらは市と民間事業者が連携して高齢者の生

活サポートに関する拠点である、わこう暮らし生き活きサービスプラザを設置して、そこに相談員の方を常駐させることで生活に関する相談や生活支援サービス等に関する情報提供を行うことができ、また個人の生活課題の解決のために介護保険外の商品やサービスの紹介や提供を行っているというようなサービスになっております。

また、連携する側の自治体としましても、こちらのサービスの周知や情報発信を広くすることによって利用を促進するような形になっております。

こちらの効果といたしましては、高齢者がサービスを早期に利用することで、意欲的で自立した生活を送りやすくなり、地域や社会での活躍を続けながら、介護予防にもつながることが期待できるサービスになっております。

また、こうしたサービスを受けることで元気な高齢者が増え、介護給付の効率化と高齢者の生活の質の向上、また地域コミュニティの活性化を図ることができるといったような効果が上げられているということです。

最後に10ページになります。お聞きください。

こちらは千葉県千葉市が行っているちばレポというシステムになります。日常生活で市民の方が目にする道路が傷んでいるだとか、公園のベンチが壊れている、遊具が壊れている、施設に落書きがあるなどといったインフラの不具合であったりとか、またその他の地域の課題についての情報を行政と市民とで共有するシステムになっております。

こちらのシステムを使うことで、まず施設等の不具合を発見した市民から市の専用サイトでその現場写真や動画を添付したレポートが提出されます。市民からレポートを受けた市は、どこで不具合が発生しているか迅速に知ることができ、またその対応についても通報した市民が見えるようなつくりになっているということです。

また、行政の内部の手段としても、今までは縦割りで施設ごとに管理運営を行っており、通報を受けたところがその対応をするというようなことだったのですけれども、こちらのシステムを導入することで、一括でクラウド管理することができて、またその対応状況等の記録も共有もできるようになったことでインフラ等の維持管理業務の効率化を実現しているということです。

以上、この10ページまでで公民連携についてのご説明は終わります。

このまま二つ目の民間提案制度についてもご説明したいと思います。11ページをお開きください。

こちらの民間提案制度なのですが、まず初めに従来の方法と民間提案制度による事業の

実施手法を比較してみたいと思います。こちら青く囲っているほうが従来の方法、赤く囲っているほうが民間提案制度による事業となっております。

まず、従来の一般的な委託や工事について、お話をさせていただきたいと思います。従来の委託契約につきましては、原則地方自治体でほぼすべてを企画して、企画し終えたものや企画したものを民間事業者等に委託して事業を実施しております。

また、工事につきましても原則として自治体の意向に沿った設計を行って、その設計を終えたものについて、実施は民間事業者が発注しているというような状況になっております。

どちらも企画の内容は自治体のほうで考えて、民間の方のご意見を伺う要素がないので、実質事業者の選定につきましては、やることが決まっているので、幾ら安くできるかというような視点で、価格を中心とした競争によって実施事業者を決定することが原則となっております。

一方で、これから新宿区も始めようと考えている民間提案制度における事業につきましては、企画を考える段階から行政、民間事業者等が連携して行っていくような形を想定しております。

一般的に民間提案制度は、企画段階から民間事業者と関わって、企画・設計を含め民間事業者等の経営ノウハウ・知的財産を活用し、公民連携でより効果的・効率的に事業を進めるものです。こちらは企画段階から入っていただくというところがございますので、従来のように金額だけを見るのではなく、企画やノウハウの独自性も見ながら実施事業者であったり、企画の提案であったりとかを選定していく形になることが特徴になっております。

次に、12ページをお開きください。

こちら先日の協働支援会議で当課の課長の原田からご説明した内容と重複する部分がほとんどになってしまいますが、新宿区における民間提案制度についてご説明させていただきます。

新宿区の民間提案制度につきましては、民間事業者やNPO法人等から、柔軟な発想や専門性を生かした提案を募集し、より質の高い行政サービスの提供と業務の効率化を図ることを目的とした制度であるというところで、令和4年4月から導入を検討しております。

こちらの民間提案制度については、現在制度設計は行っているところですが、現時点で想定される制度の主な方向性につきまして、以下のとおりとなっております。

まず、提案の要件につきましては、現在区で実施している事業の改善、もしくは区が課題と考える事業の提案であり、それが区民サービスの向上や効果的・効率的な行政サービスの提供の実現につながるもの。または、新たな歳入の確保や経費の削減等により、区財政の負担の軽減に資するもの。このどちらかの要件に当てはまるものを提案の要件としたいと考えております。

また、その制度の手法なのですけれども、フリー型とテーマ型ということで2種類の手法での提案を検討しております。フリー型につきましては、民間事業者等の方から自由な発想で区のために、こちらの提案要件に合うような提案を受けるような手法になっておまして、テーマ型につきましては、あらかじめ区のほうからこの事業、またはこの分野等テーマを設定させていただいて、そのテーマに沿った内容の提案を受け付けるような手法を考えております。

次に、13ページをお開きください。

こちら提案者の要件ですけれども、こちらは民間事業者やNPO法人等の法人、または任意団体等の団体のうち、十分な業務遂行能力を有している者を想定しております。こちら括弧書きで個人は除くと書いてあるのですが、こちらは全くの個人の方というのは想定しておりませんので、こちらはご了承ください。

次に、制度に関する相談、エになりますが、こちらは制度全般の質問や提案の受け付け・相談等を受け付ける窓口、こちら民間提案に関する窓口は一元化しようと考えておまして、こちらは行政管理課のほうに設置する予定で考えております。

次に、インセンティブの設定です。インセンティブ、提案する側の動機といいますか、やる気を刺激するようなものです。提案を採択された事業者の方へは随意契約。提案を採択した方は、提案した方との契約を保証するか、もしくは業者選定を行うのであれば、その方が加点されるようなインセンティブの設定を検討しております。

次に提案の評価体制になります。現在想定しているのは外部の委員の方を入れた委員会を設置して評価していくようなことを考えております。

最後に、事業評価というところなのですけれども、こちらは提案を採択されて事業化した後のそれが提案の内容かどうか、最初に設定した目標がどうかといったようないろいろな点を加味しまして、事業実施後の評価を実施することを検討しております。

次に、14ページになりますが、今後のスケジュールというところでは、もう今月は、6月になってしまっているのですけれども、まず初めに先月から7月にかけて民間事業者

等へのサウンディング調査を実施しています。こちら準備期間も含めた実施月になっております。

サウンディング調査を経て、その結果や内部の調整等意見を踏まえ、9月に提案制度の骨子を策定する予定です。骨子を策定した後は、こちらの会議で内容のご説明等はさせていただきますと思っております。

次に、12月に民間提案制度を決定いたしまして、1月から3月につきましては庁内の体制整備であったりとか、外の企業さんなどに向けて制度の周知を行っていききたいと考えております。

次に、15ページをお開きください。

ここからは、前回ご報告した内容と重複する部分があるのですが、民間提案制度の先進自治体の事例を載せております。

まず、東村山市、こちらにつきましては公民連携の最先端の実証実験や特色のある提案が集まるような受け付けをしておりまして、また随意契約補償型として令和元年に37件の応募を受けて、そのうちの27件を採択したというような実績があります。

また、動画サイトを通じて広報を行う。市長の方が直接お話しするなど行政全体で積極的な提案受け入れ体制を整備している点も特色があります。

また、公民連携に関する専門的な知見を持つ職員を育成して、庁内の推進・調整役を担わせているという点も特色になっております。

次に、我孫子市になりますが、こちらは民間提案制度の草分け的な存在であって、全国初で随意契約補償型の提案制度を確立しているところでございます。

NPOや市民団体なども含めて提案を幅広く受け付けて実績を上げている点と、また3年の随意契約を保証するなど新たな公共サービスの運営方法の確立につなげている自治体でございます。

また、民間事業者をサポートする窓口を総務課と事業担当課で事前協議を行って、内容等を協議・調整することで、よりよいサービスの実現に向けた公民連携のつながりづくりを行っている点も特色でございます。

最後に横浜市、こちらは共創フロントという名前の専門相談窓口を設定しておりまして、専任の職員を配置しています。そちらで継続的な行政と民間とのコミュニケーションを図り、信頼関係の醸成を実現しているというところでございます。

また、企業のCSRや社会貢献、包括連携など幅広い提案を受け付け、実現までのサポ

ートを行っているところと、年1回以上共創フォーラムなどを開催して、新しい担い手・提案者の掘り起こし等を行うなど持続的な制度運営に向けたさまざまな取り組みを行っている。こういったような実績がございます。

本当に資料を読みあげるような形になってしまったのですが、私のほうからの説明は以上で終わりになります。どうもありがとうございました。

藤井座長 どうもありがとうございました。ご説明いただきました。丁寧に事前にいただいた配付資料に基づいて丁寧に説明いただいたと思います。

以上、行政管理課からしていただきました民間提案制度について、あるいはその前の公民連携について、質問やご意見がございましたらどうぞ積極的にお話、発言していただきたいと思います。議事録作成のために、ご発言の前にはお名前を頂戴するようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、ポンプアップで、最初に私から質問をさせていただきたいと思います。PFIであったりPPPであったり、PFI法が通ったのが1999年ですから、もう20年近く制度の経験といたしますか、蓄積があると思うのですが、一般的にまずその最初のPPPについての、公民連携についてのことなのですが、つい先日ですか。国のPFI事業についてだったと思うのですが、会計検査院の検査を受けて、その検査報告。僕は結構衝撃的だったのですが、導入されて2002年から18年までをカバーしたような、レビューしたみたいなのですが、もうかなりのところですよ。契約締結した事業全体の76事業があって、そのうちの66事業をやったそうなのですが、その9割近くでしょうか、問題があったと。

問題は、要はもちろんそのタイプにもよるのですが、一つは質の当初設定で達成が期待された質が十分品質が確保されていなかった。厳しいことは不備とか欠陥という言葉が使われていたりするのですが、あるいは財務の悪化。民間事業者に渡して財務悪化というのがそういう問題点を抱えているという。

PFIについてなのですが、そうした監査の報告が出された。つまりもちろん新しくはもうないのですが、それは制度ですから民間と一緒にやっていく。この方向自体については間違いはないと思うのですが、要はそれを先ほどの契約のところを書いていましたが、どうもそれをモニターするか、監視するか、統制するかというところが、要はすごく大切だということのを改めて確認したところなのですが、民間との協働連携というのはまず最初、いいことだということから入るので、その疑心暗鬼というのがなかなか難しいところなのですが、その質をどう担保するのか。

オンゴーイングで事業が進められているときにそれをどうモニターしていくか。もちろんここでも制度のところでは事後の評価であったりとか、その制度についての仕組みが組み入れられているのですが、そのところは、僕はとてもこの事業のそれこそさっき言われるサステナビリティを確保するためにはとても大切だということがありました。その点です、どのようにお考えなのかということです、改めて。

それと二つ目は、契約でこの民間提案制度についてですが、そのインセンティブとして随意契約を保証するというのですが、基本的には競争性をその意味では犠牲にするということです。競争性を導入するというのは、この公契約の改善の方向性だったと思うのですが、その競争性を犠牲というちょっと言葉はきついのですが、でなく随意契約をするということを選択することには相応の説明が正統性、きちんとした正統性で説明しなければいけない。特にこれは公共の予算を使うわけですから、説明責任は議会だけではなくてある意味市民、納税者に対する説明も必要だと思うのですが、そのあたりの説明責任の基準というのでしょうか。どのレベルが求められるのか。競争性ではなく随意契約を導入する。そのために品質がこれだけ上がるのです、これだけその効率が上がるのです、財務改善に貢献するのです。どこに、別に明確な線は引く必要はないと思うのですが、そのあたりの説明責任もかなり個別具体的な説明責任を求められると思うのです。その点をどうお考えなのか。

それと、三つ目ですが、これは、僕は全然素人なのですけれども、提案制度というのはいわばアイデアです。それが採用されたらいいのですが、アイデアが不採用になったときに、これはどうなのでしょう。いろんなアイデアが出て来ると思うのです。知的財産に関わるようなことは問題ないのですか。何か起こる可能性はないのでしょうか。漠然とした疑問なのですけれども、ちょっとその点をお伺いできればと思います。

行政管理課 ありがとうございます。では、全てに答えられるかどうかというところはあるのですけれども、お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質の担保というところなのですけれども、現時点、例えば企画の段階から外部の専門的な方を入れて評価して、まずそこで実現可能性とかも判断していくことになるのかなとは思っております。

また、事業実施後も事業評価をしていく必要があるのかなというところまでは考えているのですけれども、それがどこまで適正にできるかというところについては、まだこれからの課題になっておまして、研究しながら検討していくようなところでございます。

そのため、現時点では、こうしていきますという内容をお話できないのですが、今いただいたご意見も踏まえて制度設計に生かしていきたいなと思っております。

2点目に随契補償型についてのご質問ですが、確かにご指摘のとおり随意契約というのは、説明責任を果たさなければいけないものであると思います。こちらについても随意契約補償型を当区のほうでもう入れていくということもまだ決まっていない状況でして、随契補償型でなければ例えばプロポーザル等で、実施方法を受け付けて、評価をしていくときに加点をするなどのインセンティブも考えていかなければなというふうに考えております。

仮に随契補償型、プロポーザル、どちらにしても契約の専門部門と協議しながら適正な体制をとれるような形で制度設計を行っていきたいなと思っております。

三つ目に知的財産の話なのですけれども、こちらにつきましても、まず募集の段階から触れなければいけないのかなというところは考えておりますが、そこにどの程度盛り込むのか。提案の内容をどう扱っていくのかというのは、今後考えていかなければいけないと思っておりますので、こちらもちょっと課題として制度設計を行っていきたいと思っております。

きちんとお答えできていないかもしれませんが、以上になります。

藤井座長 どうもありがとうございます。ちょっと返すような感じなのですが、まず第1点目の質を担保するための評価委員と。僕はモニターする。それで、この制度で得られる便益よりもモニターコストのほうがかかるのではないかと思うのです、その制度を設置。人を雇うわけですよ、専門家。スタンディングな組織にすると、そこに出さなければいけないですから。かえってそこに人も配置して、事務局を配置しなければいけない。それによって得られる便益というのはどうなのかという気持ち、その心配もある。

それと、二つ目の随意契約についても、もちろん公契約でないわけではないのですが、基本的にまぜても。特命随意契約とか、ここの人でしかだめなのだという理由づけを、かなり格別な理由をつけて随意契約を認めているのですが、この民間提案制度でこの提案者だから、この人だからだめなのです、このアイデアだからだめなのですという説明をするのは、かなり大変だというふうに思います。

でも、これはやってみなければわからないので、そういったところかと思うのですが。僕からは以上です。どうぞ。

ほか、皆さんはどう、お願いします。松井さん。

松井委員 二つ質問をさせてください。一つ目なのですが、このネーミングは民間提案制度というもので決まっているのか、これからもしかして変えるのかということをお教えください。

二つ目なのですが、民間提案制度（仮）のネーミングかもしれませんが、こちらが実施されるに当たって応募の目標値、採用の目標値をザックリどのくらいで考えていらっしゃるのかをお教えください。

以上2点です。お願いします。

行政管理課 ありがとうございます。まず、一つ目のご質問なのですが、こちら民間提案制度で決定かというところなのですが、今現在仮に名前を置いております。ただ、このまま行く可能性もございます。他自治体を見るとキャッチーな名前を使っているところもありますので、制度をつくりながら検討していく内容になってくると思います。どちらかという中身のほうを重視はしておりますので、例えば周知するとき効果的な名前はないかとか、そういった視点も踏まえて検討していきたいと思っております。

二つ目ですが、目標値というところなのですが、先ほどこちらの民間提案制度を二つの手法でやっていくという話をさせていただいたところでございます。フリーの提案につきましては、どうしても目標というのは立てられないのかなと思います。民間事業者の方から来ていただくような受け身のような形になってしまうのかなと思いますので、検討はしていないのですが、テーマを設定するのであれば、そのテーマの数を提案いただければいいなというようなところでテーマを設定しますので、そこが目標値になるのかなと思います。

数というのでもまだ制度設計が終わっていない状況ですし、先ほど座長のほうからもご指摘いただいたとおりいろんな視点を加味しながら制度設計を行っていかねばいけないので、規模感等も踏まえてテーマ設定とかも考えなければいけないと思います。

以上になります。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 ありがとうございます。どうぞほかにもご意見、ご質問をお願いいたします。平野さん。

平野委員 お伺いしたいのは、今後新宿区の民間提案制度の方向性という資料のこれは13ページに書かれていることなのですが、課で提案の評価体制ということで、外部委員を含めた提案評価委員会を設置し、提案の評価を検討と書いてあるのですが、

私どもが休眠預金制度でこの評価というのが二つ考えていまして、つまり団体側の評価とあとは外部評価ということを考えていて、それが休眠預金事業ではそのように決められていっているのです。

ここで考えられているその評価というのは、どの部分をさして言うのかということと、評価を設置して、事業にもし、何らかに関与する。いわゆる事業の遂行を応援する、ないしはそのアドバイスだとかをされると、それを評価した結果を反映させる体制というのが多分必要になってくると思うのです。

これはいろんな助成体制だとか、この事業自体の体制でいろいろな手法があると思うのですけれども、私どもが行っているのはPOという制度があって、プログラムオフィサーというのを助成支援者。つまりJANPIAという内閣府側のほうが設置していて、あとは遂行団体側も設置されているのです。こういう二層、三層のこの伴走支援をやって、そのプログラムを成功させるという。だから、やりっ放しではないということなのです。

ですので、この評価というのはどういう意味合いを持つのかを、あるいはこの事業を成功させるのに当たりまして、委員長がおっしゃっていただきました成功のかぎは放っておくという考えなのか、あるいはこういうもので伴走支援だとかも考えていくのかについて、お考えがもしありましたら、この13ページのイメージをお教え願えないかなと思っております。お願いいたします。

行政管理課 ありがとうございます。率直に言いますと、まだそこまで詰められていないような状況ではございます。というか団体の評価、提案を出していただく方の評価につきましても、例えば先ほどお伝えしたインセンティブを随意契約にするとなってくると、かなりそこも厳しい評価が必要になってくると思いますし、そういった点も踏まえて全体を検討していかなければいけないかなと思っております。

藤井座長 ありがとうございます。どうぞ、続けて平野さん。

平野委員 あともう1点でございまして、ここの評価に関するところでお金がかかるということなのです。ここの評価というのが、休眠預金のスキームだとPO人件費だとか、評価経費というのが別に設けられておりまして、全事業費の例えば評価経費が5%だとか、PO経費が2名設置だとかといろいろあるのです。

だから、この評価と書かれたということは、これはコストだということでご理解いただかないとだめだということです。大きなお世話ながらそのようにかかっている構造の事業を私どもは今関わっておりますので、一応情報提供までということなのです。ありがとうございます

ざいました。

行政管理課 ありがとうございます。こちらのご意見も大事な視点だと思いますので、制度を考える際に参考にさせていただきます。どうもありがとうございます。

藤井座長 どうもありがとうございます。いろんなご経験から、こういういろんな視点を言っていただくのは本当にためになると思う、勉強になる。

ほかにどうぞ。竹井さん。

竹井委員 どうもありがとうございます。非常にわかりやすかったです、説明。

私のほうから、2点教えていただきたいのですけれども、今1点目です。今回の制度に関して、非常に民間提案制度って、導入に当たってはいいなというふうに聞かれていたのですけれども、実際にやってみて、多分調査も試してみても悪かった例もあると思うのです。そういうのは区民としては事前にどういうものが、そういうこういう導入しても余りやっぱりアジャストしないような自治体とか制度があるのかなという、その辺をちょっと確認していたら、この場で共有していただきたいというのが1点目。

2点目に関しては、この制度を考えると、当初僕も数年前からこの協働委員に入らせていただいていた、いい意味で自治体とかボランティアの方たちが中心になってやられていたので、少し新宿区に寄り添ったような提案とかがめちゃくちゃ多かったのですけれども、この制度をすると企業とかそういうところがかかなり強くなっていくのかなと思っていて、数年前にコンサルの会社が提案していて、聞いてみるとこれ、どこの話をしているのかなというぐらいほかの自治体のやつを単純に丸投げしているような内容で、委員みんなでかなり激詰めしたという記憶があるのですけれども、どうなのですかね。

こういった経験があって、本当に新宿区に寄り添ったそういう方たちを選ぶというのは、多分新宿区の皆さんもそうですし、先ほど言った評価の方というのでもかなりのクオリティを求められるのかなと思うのですけれども、その辺は事前に何か考えていらっしゃったらこの場で共有いただきたいというのが2点目です。よろしくお願いします。

行政管理課 ありがとうございます。まず1点目、失敗例というところなのですからけれども、こちらのほうで確認はできていなくて、例えば体制の問題であったりとか、そういったことは聞いたことがございます。

また、例えば事業提案につきましても、採択されてもそのまま事業化がしばらくされないなど、そういった問題があることは確認しているところでございます。失敗例といいますと、こちらでは今現在把握していないのですが、確かにそういった点も視点として必要

だと思いますので、こちらは制度設計と合わせて調査はしていきたいと思っております。

2点目の区民に寄り添った提案というところなのですが、まずまだそこまでこちらの制度設計が進んでいる段階ではございませんので、そういったところでどういった形が入れられるのかということは、検討していくのかなというところでございます。

以上です。

竹井委員 ありがとうございます。まずさらにもう1回教えていただきたいのですが、1点目何個かお話があった中の部分は、今後導入するに当たって対策は考えていらっしゃるというふうに捉えてよろしいのですか。

行政管理課 制度設計をするに当たって、他自治体で失敗した事例などもこちらで確認できれば把握していく必要はあるかなと思いますので、こちらの研究はしていきたいと思えます。

竹井委員 2点目に関しましては、今後検討ということなのでよろしく願います。

私からは以上です。

藤井座長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、本当にプレストミみたいな形でもあれですので、どうぞもう思いついたことをおっしゃっていただければと思います。伊藤委員。

伊藤委員 5ページのところの民間とは以下のところで、新宿区内に住所を有する者、並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を言う、民間の定義です。13ページのところに提案者の要件として民間事業者、NPO云々があつて、十分な業務遂行能力を有している者、個人は除くと入っているのですけれども、これを先ほどの5ページのところの整合性はどうかなのでしょうね。

行政管理課 どうもありがとうございます。

藤井座長 5ページと13ページのこの定義のちょっとそごというか。

伊藤委員 団体だけにあるなら団体にしてしまえばいい話で。

行政管理課 こちらの5ページの公民連携というのは、民間提案制度だけではなくて、広くとっているような定義になっております。一方で、13ページのほうは、今回の民間提案制度に対する提案者の要件となっております、これが公民連携につきましては、例えばボランティアとか災害時の協定とかも含めてです。個人の方とか何かボランティアとか、公園サポーターとかも含めたような公民連携になっておりますので、広くとっているようなイメージになります。よろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

藤井座長 いかがでしょうか、よろしいですか、伊藤さん、今の答えで。公民連携と提案制度とはちょっと違うと。

伊藤委員 違うと、はい。

藤井座長 どうぞ、よろしければ、ほかにどうぞご質問やご意見をいただければ。

則竹委員、お願いします。

則竹委員 今日はかなり基本的なことをご説明いただきましてありがとうございます。よく理解できたつもりなのですが、もしまたこの続きということでご説明いただけるような機会があれば、なぜこういった民間提案制度というのが出て来たのかというその経緯と伺いますか、過去をさかのぼって見ると第三セクターとかがあって、バブルの時期に箱物をつくって失敗したとか、それからP S Iが出て来て、それも余りよかったものも悪かったものも玉石混交で、今度2013年ですか。民間提案制度というのがP F I法の改正で出て来たというふうに理解をしているのですが、ただこれも8年ぐらいたっていて、余りこれ実績が全国的にも広がっていないというか、少ないというふうに。前回の藤井先生のほうからもたしかそんなお話があったというふうに記憶しているのですが、なぜその辺がうまく8年間たっても機能していないのかといったことも流れの中で理解しておきたいと思うところなので、そういった歴史的なもの、経緯の振り返りというものも一つ次回お願いしたいなという。

これはちょっと質問ではなくてお願いしたいなと思っているのと、あと質問としてなぜこの時期に、では新宿区としてこの制度に取り組むのかという必然性、この時期に。先ほどの事例の中では、例えば我孫子市なんかは、これから職員の数も減っていくので、やっぱりソーシャルワーカーの方々というのは、やっぱりいろんな幅広いところから募ったほうがいいのではないかとか、そんなことをお考えだというふうな目的も伺ったこともあるので、ではなぜこの時期に新宿区としてこれに取り組もうとしているのかという必然性について。必要性というのかな、それについてちょっとご質問させていただいて、根本的なところかと思えますけれども、それが1点です。

あともう一つだけございまして、この民間提案制度というのはP F I法の中の一部だというふうに考えていますので、指定管理者とかと違って投資が発生するようなもの。つまりは民間も投資をする。例えば箱物にしてもつくとか、運営するとかということで投資が発生するわけですが、そうなってくると長期的に契約をしていかなければいけな

い。10年、15年とかで開始をしていくわけですがけれども、そういった長期のビジネスのプロジェクトを評価していくというときに、今までの単年度の支援の考え方とは違ってものはリスクです。

今回のコロナなんかもそうですけれども、こういったリスクをどう評価するのか。それから、責任の所在というのが、結構官民であいまいになっているのが、一つのこの制度が定着しない原因なのかなという気もしているのですけれども、その辺のリスクの負担の明確化の考え方です。

うまくいっているときはお互いウィンウィンでいいのですけれども、逆風が強く吹いてくるとお互いに責任の押しつけ合いになって、いつの間にか運営者がおりてしまって、もうゴーストタウンになってしまうとかという、そういったリスクまで考えなければいけないちょっとリスクな制度だと思っていますので、そういった事業評価の手法です。PCFだとか、そういったものをどう取り入れていこうとお考えになっているのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

藤井座長 どうぞ、お願いします、事務局。

行政管理課 ありがとうございます。まず、この時期の必然性というところなのですけれども、ちょっと明確なものではないのですが、今までも公民連携というのは指定管理者制度であったり、新宿区のほうでやってきております。いろんな課題が各所管で起きていの中で、行政側だけではちょっともう立ち行かなくなってくるだろうというようなことも想定をされますので、こういった制度をつくって、新しい知識であったり力というものを取り入れていけたらなというようなところで検討を始めているところでございます。

もう一つの長期ビジネスというところなのですけれども、まず行政側の問題としては、予算の単年度主義というものがございまして、今回多分提案の中でそういった話も問題になってくるのかなというところはございますので、そういったところは財政部門と話したりとか、どういった対応ができるのか。行政の縛りの中でどういった対応がとれるのかというのは検討課題かなと思っております。

また、事業評価なのですが、先ほどと同じような形になってしまうのですけれども、事業評価はしなければいけないと考えているところはあるのですけれども、評価の視点であったりとか、コストの面もあると思いますので、そういった面も含めて、一番適切な方法がとれるような形で検討はしていきたいなと思っております。

藤井座長 則竹委員、いかがですか。

則竹委員 先ほどの議論の中にもあったかもしれませんが、そういったうまくいかなかった原因というのが、多分倍率とのとり方がどのようだったかとか、そういったこともあるのでしょから、先ほど竹井委員がおっしゃっていたように、うまくいかなかった事例なんかにもちょっと学んで、こんなふうにな新宿区でやるときには改善するのだといったところもお示しいただけると、非常に我々としては安心できるかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

藤井座長 どうも。いかがでしょうか、ほかに。関口委員。

関口委員 ありがとうございます。改めて勉強になりました。ちょっと今チャットでもお送りしたのですが、既にベンチマークとして調査されているかもしれないのですが、実は東京都も新宿区に遅れること何年かではないのですが、小池知事になってから東京都版の協働事業提案や都民による事業提案制度というのをやっています、都民枠と大学枠というのがある。去年はちょっとコロナで中止になってしまつて単純なアイデア募集で終わってしまったのですが、私もちょっとこれを見ていて、あつと思つたのですが、いわゆる今ご提案されている民間提案制度は、その提案者自身が事業体、事業実施主体になることが想定されていて、それは別にそれでいいことだと思ひます。

責任を持って自分たちが実施遂行できるという自信とちゃんとした査定をみずからもやつた上で提案するというのは、これはこれで大事なことだと思ひますけれども、一方で社会課題というものは必ずしも困っている人と解決能力がある人というのが同一人物、ないしは同一団体でない場合というのが多くて、これは例えれば例えればホームレスの方の問題というものは、ホームレスの方自身が当然解決できないから支援している団体があるわけですので、そういうことを考えると必ずしもその事業提案主体がアイデアとか提案を持っている人と、その解決能力を持っている団体が同一でない場合もあり得るわけで、ある意味この都民提案制度というものは、今回で言うとも必ずしも提案主体とその事業実施主体が同一ではないという。その随契とか全く保証されていないパターンなのでありますが、というパターンでやられていて、どつちかというとも多分これまでの新しいパターンなのか。意見募集というか、アイデア募集に近いのかもしれませんが。

というのがありまして、思つたのですが、もちろん今の制度は制度で大事だと思ひますし、やるべきだと思ひているのですが、例えればアイ

デアだけの提案も歓迎ですとか、民間提案制度の募集、提案主体が実施主体になることを想定のもの、あるいは単に自分たちではできないけれども、こういうのをやったらどうかという提案ベースの今の都民提案制度のような、そういったものも同時並行で走らせるか、あるいはテーマ型か。テーマ型の事前選定といいますか、テーマ型って区役所さんから提案していくものだと思うのですけれども、そういうテーマ型でこういうことをやってほしいという要望みたいなのを、ある意味都民提案制度はそういうことになっていて、都庁が公募で出すのですけれども、入札とかで結局。その前段のアイデア募集をこの都民提案制度というので今やっているのです。

ですから、区民の人たちが気づいて、あるいは交流人口もいっぱいいますので、新宿区の場合は。たまたま新宿駅を使った人がここは使いにくいとか、この広場にこういうのがあったほうが、駅前広場にこういうのがあったほうがいいのではないかなと思うことも多分あるはずで、それをこの制度で回収して、新宿区さんが例えばそれが本当に困っていると思ったら、例えばテーマ型で公募するとか。何かそういうアイデアの循環みたいなのを最初から組み込んでおくと、何か協働事業提案制度も結構テーマの確保に一時期苦労していましたので、そういうのも事前に仕込んでおくといいのかななんて思いました。

以上です。

行政管理課 どうもありがとうございます。都民の提案制度なのですけれども、名前は聞いたことがあったのですが、しっかりと調べたことがなかったので研究はしてみたいと思います。どうもありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか、ほかにご発声のない委員の方。

平野委員、どうぞ。

平野委員 私が聞き及ぶ話で、静岡方面だとか埼玉県方面で学習支援を行っているNPOの方たちが、民間企業の塾だとか経営するところの入札に出されて聞いた。あるいは、それがその後に議会でまた問題があって、安く効率的に全国にやる団体がやるべきなのかという議論があって、学習支援です。そういうことが起きたり、例えば今後介護だとか福祉の大規模な企業が介入してくるということは、当然紙面でも書かれているから多分あるのだろうと思うのです。

そのときにこの分野、新宿区で言うところのこの事業だとかこの分野は住民主体が望ましいのだとか、今まで社会福祉協議会だとか福祉団体が担ってきた役割というもの、一定程度の評価をもとに考えていくのだとかという部分を少し持って行かないと、これ、フ

リーの部分で、貸し会場みたいな形で福祉を安くやるということで、例えば福祉センターみたいなものをお掃除屋さんが安く全国規模で、何とかという企業が安く指定管理で落としますみたいな形になってしまうと、今まで培われてきた福祉のノウハウだとかコミュニティという部分も出て崩壊してしまうとちょっと困るもので、そういうものをこのフリーだとか、テーマを設定したときのどの部分はこういう例えば哲学があるだとか、住民参加の部分。どこかをコミュニティをベースで考えるだとかないと、ちょっと怖いかなと思って、少しご検討いただけないか。

そこの選ぶ際の基準が、各地域で行われたのがいわゆる評価なのです。評価でそれをあらわすのです。どれの団体が、どれだけすぐれているのかということ。私が初めに聞いたのは評価なのです。客観的に見ると評価なのです。だから、これすごく面倒くさい話なのですけれども、その考え方をきちんと持って、評価に対する基準を持って行かないと、これは危ないなというのは思いますので、一応そんなことを私が関わっている分野で起きていますのでご参考までにとということでした。

行政管理課 ありがとうございます。いただいた意見も踏まえて、評価基準はまだ何も真っさらな状況ですので、今後検討はしていきたいとは思っています。ありがとうございます。

藤井座長 9月に改めて民間提案制度については、当委員会で行政管理課のほうから制度骨格についてご説明をいただけるということで、その際また合わせてこういう議論の機会はあるのでしょうか。

行政管理課 そうですね。まだ骨格の段階でお示しはしますので、その内容についてご意見をいただくことは可能です。

藤井座長 いかがでしょうか。大野委員。

大野委員 今のお話、すごく気になるお話をされていて、社協という名前もちょっと出て来ましたので、発言をさせていただきたいと思っております。資料の11番ですか。資料の11番で、この民間提案制度については、基本的にはやっぱり効率的に安価でやれるものが一般的には競争原理の中で強く働く部分はあるけれども、この下の枠の中に入っているように事業者の選定については、価格だけではなく企画やノウハウの独自性も重要となってくるというこういった部分で、いわゆる地域コミュニティを破壊しないかどうかですとか、いわゆる地域社会で暮らしやすいまちをつかっていくためには、それぞれの人々。その地域に住んでいる人々がお互いさまだという認識、意識を持ってお互いに見守っていくという。ボランティアの精神にのっとった経済面が出て来ない、そういった部分も結構

重要かなというふうに思うのです。

私ども社会福祉協議会というのは、そういった地域づくりというのですか。いわゆる地域共生社会をつくっていかねばいけないという視点で、いろいろボランティアの方々を募って、いろいろ研修もさせてもらって、お互いに認識を深めて地域を知ってもらっていわゆる高齢者、障害をお持ちの方、また児童の虐待関係なんかのことも含めて民生委員さんですとか、いろんな方々と連携しながら協力し合っているというところで、この部分でこの民間事業者さんのこのノウハウもさらに入ってくれば、一段と実効性の上がるような対応ができれば理想的だとは思いますが、その中で一つだけ質問というか、教えていただきたいのは、9ページの埼玉県和光市さんの取り組みがちょっとおもしろいなと思って、私どものやっていることと同じようなことをやられているのを、私たちはいわゆる7～8割方がボランティアの形。2～3割が地域の活動のその団体さんを支援するというので、助成金をある程度出してやってもらっているというところなのですが、それがここで言う和光市がうちの新宿社協で、協定締結が右のほうに入っているダスキンさん。協定締結主体のダスキンさん、ここがうちで言うところの支援されている団体さん。

いわゆる例えば高齢者だけに限らない。高齢者が中心ですけれども、高齢者に限らず地域の方でいろいろな生活課題を抱えた方が、気軽に地域のある拠点に集まって、お立ち寄りいただいて、お茶でも飲みながらお話ができる。そのお話の中でさまざまな相談を受ける。ここでは常設で人が、ダスキンの方が多分入られるのだらうと思うのですが、常駐させるという中でいろんな人たちが出入りしている。その中で課題を拾って、自分たちで解決ができればいいけれども、無理だった場合には社協に相談に来たりだとか、または関係機関、行政機関。構想センターとかいろんなところに話が広がっていくという、そういった中で活動をやっているのです。

この和光市というのは、このダスキンさんという民間事業者さんを常駐することでお金を払って協定を結び、さらにちょっと気になるのが、そのダスキンさんはさらにダスキンさんだけがノウハウを持っているわけではないので、さまざまな情報提供だけではなくて、サービスの紹介や提供も行うという中にギャップシニア・コンソーシアム参加企業といういろんな他方面のことを活動されている企業さんが入っているのです、そこと連携して紹介したりとか、またはダスキンさんそのものがやれる事業だったらサービス提供もしてしまうとか、またはこのコンソーシアムの参加企業さんが提供するというので提供という

意味合いが入っているのか、そのあたり。

また、あと経費です。どのぐらいこれに費用がかかっているのかというのが、もしわかりだったら教えていただくと助かります。

以上です。

行政管理課 大変申し訳ないのですが、こちらは新宿区の自治創造研究所のほうで研究した内容をちょっと転用しているような形になっておりまして、そこまで深く掘り下げて調べておりませんでしたので、本日ここでお答えすることが難しいところです。申し訳ございません。

藤井座長 またこういう説明資料、また次回いただけたら、こういう情報についても改めてお伺いできればと思います。

いかがでしょうか、ほかに。今日は始めが遅かったのですが、この後ちょっと事務局のほうから説明をいただくことがありまして、そろそろそちらのほうに回してよろしいでしょうか。ご意見も本当に多様なご意見をいただきまして、活発なご意見をいただいたと思います。今日は事務局のほうで、行政管理課のほうでご説明いただきましてありがとうございました。本当に実りのあるお話だったと思います。どうぞまた9月によろしくお願ひしたいと思います。

行政管理課 どうもありがとうございました。

藤井座長 それでは、事務局のほうでその他についてですが、お願いします。

事務局 事務局です。皆様、いろいろありがとうございました。

こちらから取り急ぎご報告させていただきたいことがございましてお時間をいただきました。内容といたしましては、協働事業助成の件になります。令和元年度に採択いたしましたNPO法人舞はんど舞らいふと、子ども家庭支援課の協働で実施いたします「聴者もろう者もみんな楽しく！手話ダンスでコミュニケーション事業」なのですけれども、こちら団体のほうから採択の辞退について申し出がございました。そちらについてご報告させていただきたいと思います。

この事業は、令和2年度から4年度までの3年間を事業実施期間といたしまして、手話ダンスを通じて子どもたちに楽しく手話を学んでもらう機会を提供し、聴者とろう者の相互理解を目指す事業となっております。

事業内容としましては、手話ダンスのイベント、ダンスレッスン、発表会、こちらを年間を通して行う計画でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に

より、イベントを予定しておりました区民ホールの定員ですとか利用の制限、またレッスン場所の児童館が利用できない状況というのがございまして、これ以上の実施時期の延期は、実施期間が大幅に短縮されることにもなりますので、十分な事業効果が見込めないという団体と事業担当課の意向を踏まえまして、実施年度を令和3年度に延期して、こちら令和3年度から5年度の実施事業に変更させていただいております。

この3年度の実施に向けまして、団体と事業担当課によります新たな日常に即した事業を検討いたしまして、具体的にはイベント会場をより広い会場へ、レッスン場所を児童館から地域センターへといった会場の変更。そちらに加えまして手話ダンスを動きの小さい手話歌に変更し、さらにマスクの着用ですとか手指消毒、体調の管理など感染症対策を徹底して行うという変更内容でございました。

こうした内容につきましては、昨年の11月に開催いたしましたこちらの協働支援会議においてもご提示しまして、皆様にもご協議いただいたところでございます。この上で3年度を迎えたわけなのですけれども、皆様もご存じのとおり依然として感染拡大の状況が改善されず、先日団体から採択辞退の申し出ということになりました。

団体の辞退の理由としましては、3点挙げていらっしゃいます。まず、区民ホールの利用制限の緩和や解除の見込みがなく、現在の状況で手話ダンスの魅力を十分に伝えられるイベントの実施が困難であること。次に、レッスン場所として想定していた地域センターが、コロナワクチンの集団接種会場となりまして、接種日には利用ができないため、事前にスケジュールがなかなか組めないこと。最後に、ウイルスの変異株が出現しまして、若年層にも感染が広がりやすいといった報道などがございまして、事業の主な対象者であります小学生の保護者の方が感染の恐怖を感じて、集客が見込めない可能性があるのではないかということです。

こうした状況について、事業担当課であります子ども家庭支援課でもさまざまな制限のある中で、十分な事業効果が得られる事業を実施できるのかといった懸念がございまして、団体の意向に理解を示しております。

こうしたことを受けまして、地域コミュニティ課でも昨年度の見直し当時から状況が変化している中で、団体の危惧や事業担当課の懸念は十分理解できるものでありますので、確実な代替案をご提示できない以上、辞退したいという団体の意向を尊重せざるを得ないものと考えまして、区として団体の申し出を承認することについての決定をいたしましたので、本日ご報告させていただきます。

これまでも委員の皆様には選考にかかる評価に始まりまして、実施に当たってのアドバイス、計画の変更内容の協議などさまざまな視点から、事業をよりよいものとするためにお骨折りいただきましたにもかかわらず、このようなご報告となり大変申し訳ございません。

事務局としましても大変残念ではございますが、団体とはまた違った形でもお手伝いできることがありましたら関わらせていただきたいと思います。

こちらで令和元年度採択しました協働事業助成についてのご報告は終わりますが、最後にこちらの内容を受けまして、支援会議の開催日程の中で8月に予定しておりました事業の視察と、11月に予定しておりました中間点検は併せて中止とさせていただきたいと思えます。

また、後日改めて開催予定の最新版を皆様にはお配りさせていただきます。

事務局からは以上となります。

藤井座長 この案件についてご質問やご意見がありましたらどうぞ。コロナ禍というこの状況の中で、年度途中での辞退ということはやむを得ないかと思えます。

事業年度途中なので、どういう取り扱いをされるのか。あるいは、先ほど当団体との今後の関係など、そういうことについても言及がありましたが、また改めてそのあたりのお話を伺える機会があればと思えます。

事務局 はい。

藤井座長 よろしいでしょうか。それでは、次回の会議についてのご案内をお願いします。

事務局 それでは、次回の協働支援会議の開催予定についてご案内いたします。今月6月28日月曜日午後2時20分から、一般事業助成のプレゼンテーションということで実施させていただきます。プレゼンテーション自体は午後の2時30分からの開始予定となっておりますが、そちらの始まる前に委員の皆様への連絡事項などがございますので、恐れ入りますが開始10分前の午後2時20分にはこちらから指定させていただきますミーティングルームへお入りください。

藤井座長 どうもご苦労さまでした。それでは、以上をもって本日の会議を終えたいと思えます。よろしいでしょうか。

どうも事務局、ご苦労さまでした。また、今日ご説明いただきました行政管理課のご担当の方、ご苦労さまでした。

それでは、次回6月28日です。よろしくお願ひします。

事務局 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

— 了 —